

## ① I o Tを導入する（I o T活用補助金）

- ・既存の機械などにI o Tシステム※<sup>1</sup>を導入し、収集された情報を分析して活用することにより、生産性等の向上を行う事業

## ② インターネット求人サイトを活用する（インターネット求人補助金）

- ・インターネット求人サイトに登録して求人を行う事業

## ③ 電子決済機器を導入する（電子決済機器導入補助金）

- ・電子決済機器を店舗などに導入して買い物客の利便性を高める事業

## ④ ビジネスプロフィールで求人する（ビジネスプロフィール活用補助金）

- ・ビジネスプロフィール※<sup>2</sup>を作成し求人を行う事業

※<sup>1</sup> Internet of Things の略称であり、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続して遠隔から迅速に状況を把握するための技術。

※<sup>2</sup> 企業名、求人その他中小企業者の人材確保に資する情報を掲載し、インターネット上で閲覧することができるサービス。

補助金額：それぞれ**最大10万円**（ビジネスプロフィール補助金は**最大5万円**）

※補助対象経費の50%まで ※①③④は1企業1回、②は1年度1回の申請が可能です。

### 補助金の概要

雇用の確保、販路拡大や生産性の向上を目的とした、市内の中小企業のIT化を支援します。令和6年3月31日までに実施した取組みが補助金の対象になります。申請の方法については、碧南市商工課までお問い合わせください。

#### 補助対象者

- ・市内に主たる事業所（本社または実質本社であるもの）を有し、市税を完納している中小企業者。
- ・同一年度に国等から以下の補助対象経費を対象とする補助金の交付を受けた、または受ける見込みがない者。
- ・碧南市暴力団排除条例に違反していない、かつ暴力団と密接な関係がない者。

※上記の他、電子決済機器導入補助事業は、消費者の支払いのための電子決済機器を導入する者であること。

#### 補助対象経費

補助対象経費に係る経費のうち、初期費用が対象となります。（消費税は除きます。）

##### I o T活用補助金

機械装置費の購入費、設置費、技術導入費などのI o Tシステムを導入するための初期費用

##### インターネット求人補助金

インターネット求人サイトの登録料、掲載料

##### 電子決済機器導入補助金

クレジットカード、電子マネー、デビットカード等での決済に必要となる電子決済機器の購入費用、導入する際に必要となる初期費用、導入する際に必要となるインターネット回線の利用に係る契約料及び工事費

##### ビジネスプロフィール活用補助金

ビジネスプロフィールの作成にかかる初期費用

**お問い合わせ** 碧南市 商工課 企業応援係 電話0566-95-9895（直通）

## 申請の流れ

### ■ I o T活用事業・電子決済機器導入補助事業 ■

#### 【事業着手前】※業者に発注する前

・補助金申請書一式を提出・・・申請書(様式1)、事業計画書(別紙1)、事業予算書(別紙2)、会社概要のわかるもの(パンフレット等)、事業内容がわかるもの(企画書、見積書等)、市税完納証明書(発行から30日以内のもの)

#### 【事業完了後】※業者への最後の支払いから30日以内

・実績報告書一式を提出・・・実績報告書(様式5)、成果等報告書(別紙1)、事業決算書(別紙2)、経費の支払いを証明する書類(請求書、領収書等)、導入した電子決済機器が事業所内に設置されている状況の分かる写真(電子決済機器導入補助事業のみ)

### ■ インターネット求人補助事業 ■ ※重要※他の事業とは申請書類が違います！

#### 【事業着手前】※業者に発注する前

・補助対象事業認定申請書一式を提出・・・認定申請書(様式8)、事業計画書(別紙1)、事業予算書(別紙2)、会社概要のわかるもの(パンフレット等)、事業内容がわかるもの(企画書、見積書等)、市税完納証明書(発行から30日以内のもの)

#### 【事業完了後】※業者への最後の支払いから30日以内

・交付申請書兼実績報告書一式を提出・・・交付申請書兼実績報告書(様式12)、成果等報告書(別紙1)、事業決算書(別紙2)、経費の支払いを証明する書類(請求書、領収書等)、求人内容が掲載されたウェブサイトのページをカラー印刷したもの。

### ■ ビジネスプロフィール活用補助事業 ■ ※重要※他の事業とは申請書類が違います！

#### 【事業着手前】※業者に発注する前

・補助金申請書一式を提出・・・申請書(様式第1号)、事業計画書(別紙1)、事業予算書(別紙2)、企業の概要が分かるもの(パンフレットなど)、補助対象事業の内容が分かるもの(見積書など)、市税の完納証明書(発行から30日以内のもの)

#### 【事業着手後】※業者への最後の支払いから30日以内

・実績報告書一式を提出・・・実績報告書(様式第5号)、成果等報告書(別紙1)、事業決算書(別紙2)、補助対象経費の支払いが分かるもの(請求書・領収書など)、ビジネスプロフィールが掲載されたページをカラー印刷したもの

※申請に必要な書類は「へきなん企業応援 NAVI」からダウンロードできます。

<http://www.hekinan-company-support.jp>

へきなん企業応援 NAVI

